

きびしん教育資金一括贈与専用普通預金

【2023年9月8日現在】

1. 商品名	●普通預金(教育資金一括贈与専用口座) ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
2. 販売対象	●直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した 30 歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。
3. 契約期間	(1)贈与税が非課税となる預金の取扱期間 ・平成 25 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 【適用期間 平成 25 年 10 月～令和 8 年 3 月 31 日】 (2)預入期間 ・預金者が 30 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
4. 預入 ①預入方法	●随時預入(振込入金) ※2 か月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告等を当金庫に提出いただきます。
②預入金額	●100 万円以上 1,500 万円以下
③預入単位	●1円単位
5. 払戻方法	●原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。
6. 利息 ①適用金利	●変動金利 ●店頭表示の利率とします。 ◎利率が変更された場合は、変更日前日までは旧利率を、変更日以降は新利率を適用します。
②利払方法	●毎年3月と9月の利息決算日(第2土曜日)に、前回利息決算日の翌日から今回利息決算日までの利息を算出し、利息決算日の翌日に入金します。
③計算方法	●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 税金	●利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●不要
9. 付加できる特約事項	●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●ございません。ただし、預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。

11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：0120-033-062）にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p>※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<p>●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。</p> <p>●通帳式のみのお取り扱いとなります。</p> <p>●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</p>

吉備信用金庫